

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2327号)

令和2年10月15日

横情審答申第2327号

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成31年2月8日磯生支第1563号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定個人のケース記録 特定年月日生れ 特定住所」の非開示決定に対する
審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定個人のケース記録 特定年月日生れ 特定住所」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定個人のケース記録 特定年月日生れ 特定住所」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成30年12月26日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

条例第9条の該当性について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1266号等では、条例第9条に基づく存否応答拒否の適用に当たっては、①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) まず、本件開示請求が上記①の要件に該当するか否かについて説明する。

本件開示請求は、特定の氏名、生年月日及び住所を名指しし、該当する特定個人が生活保護を受給している場合に磯子区福祉保健センター生活支援課が作成したとされる文書を請求するものである。したがって、非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在すること、つまり、特定個人が生活保護を受給していたという事実を答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しないこと、つまり、特定個人が生活保護を受給していなかったという事実を答えることになる。その結果、特定個人に係る生活保護の受給の有無が明らかとなり、本件審査請求文書を開示したのと同様の効果が生じることとなるため、上記①の要件に該当する。

(2) 次に、本件開示請求に係る情報が、上記②の要件に該当するか否か、すなわち条例第7条第2項第2号に規定する非開示事由に該当するか否かについて説明する。

特定個人に係る生活保護の受給の有無についての情報は、特定の個人に関する情報であり、当該情報を開示することにより、特定の個人が識別されるおそれがある。また、特定の個人を識別できない情報であったとしても、公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、上記②の要件に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 特定個人は生存する個人ではないため、本件開示請求に係る情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」の対象外であり、個人情報ではない。条例第7条第2項第2号により非開示とすべき情報を開示することとなるため存否を答えることができないとして、本件審査請求文書を非開示とすることは違法である。
- (3) 死者のプライバシー権は、原則として保護の対象にならない。仮に、死者のプライバシーに一定の配慮が必要であると判断するものであったとしても、特定個人が生活保護を受給していたという事実は、審査請求人にとって既知の事実であるため、開示することにより特定個人のプライバシーを新たに侵害するおそれはない。
- (4) 本件開示請求は、審査請求人の財産を保護するため必要な情報の開示を求めるものである。審査請求人は、特定個人に賃貸中の物件内で特定個人が自殺したことにより、多大な損害を受けた。その後も、横浜市から生活保護受給者の入居の申込みがきている状況において、横浜市が、特定個人のケースにおいてどのような対応をしてきたのかの事実の開示を受けることは、審査請求人の被った財産上の損害の回復及び今後の予防のために必要であり、条例第7条第2項第2号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）に基づき申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成している。

生活保護ケースファイルには、ケース記録のほか、世帯台帳、保護決定調書、保護決定通知書、保護決定の根拠となる資料、医療給付決定調書、介護給付決定調書、医療要否意見書、介護サービス利用票等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。

ケース記録は、面接記録票、開始記録票及び生活保護の開始後の経過を記載した記録から構成されている。ケース記録には、生活保護の開始の申請時の相談の記録、世帯状況、生活歴、収入状況、資産負債の状況等の生活保護の開始に係る調査の経過及び結果の記録並びに生活保護の決定及び変更の記録並びに生活保護の開始後の面接及び訪問の記録並びに被保護者に対する支援等の経過が記録されている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定個人のケース記録である。

(3) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、

場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。

イ 本件開示請求は、「特定個人のケース記録 特定年月日生れ 特定住所」という開示請求書の記載から特定の者の氏名、生年月日及び住所を名指しして開示請求が行われていることが認められる。

そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在すること、すなわち特定個人に関する生活保護の申請があり、又は特定個人が生活保護を受給していたという事実を公にすることとなる。また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち特定個人に関する生活保護の申請がなく、及び特定個人が生活保護を受給していなかったという事実を公にすることになる。

したがって、本件審査請求文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になるといえるため、上記①の要件に該当する。

ウ 次に、イで公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。

条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にする

ことにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

特定個人に関する生活保護の申請の有無又は特定個人が生活保護を受給していた、若しくは受給していなかったという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。

なお、審査請求人は、特定個人は生存する個人でないため、本件開示請求に係る情報は、個人情報保護法第2条第1項に規定する「個人情報」の対象外であり、本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号により非開示とすべき情報を開示することとなるため存否を答えることができないとして非開示とすることは違法である旨主張するが、本件は、情報公開制度に係る事案である。横浜市が保有する行政文書の開示は、条例の規定に基づいて実施するものであるところ、条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報」を非開示とするものであり、同号に規定する「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」には、特定の死亡した個人が識別される情報も含まれる。

また、審査請求人は、特定個人が生活保護を受給していた事実は、審査請求人にとって既知の事実であるため、開示することにより特定個人のプライバシーを新たに侵害するおそれはない旨主張するが、条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

さらに、審査請求人は、本件開示請求に係る情報は、条例第7条第2項第2号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する旨も主張するが、審査請求人

が主張する事実関係を前提としても、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ア及びウにも該当しない。

したがって、上記イで公になる事実には、条例第7条第2項第2号本文の非開示事由に該当する事実が含まれているため、上記②の要件に該当する。

エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年2月8日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成31年3月13日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成31年3月14日 (第245回第三部会) 平成31年3月22日 (第355回第二部会) 平成31年3月26日 (第325回第一部会)	・諮問の報告
令和2年2月20日 (第256回第三部会)	・審議
令和2年7月16日 (第259回第三部会)	・審議
令和2年8月20日 (第260回第三部会)	・審議
令和2年9月17日 (第261回第三部会)	・審議